

鳥取県告示第188号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成25年5月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年3月12日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤明彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人とっとり観光ガイドセンター
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山根 奈津子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市大杵47-17
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、市民および観光客に対して、観光に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 総会の権能
 - (2) 定款の変更